

## 令和5年度鳥取市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

### 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）により中核市の長が定めるとされている事項を定めるとともに、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日障障発0423第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に従い、指定障害福祉サービス事業者等が行う報告、報告の受理、調査、情報の公表等の事務を円滑に行うため本要綱を策定する。

### 2 基準日

令和5年4月1日

### 3 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 4 報告の対象となるサービス等

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により情報公表対象サービス等情報の報告が必要な指定障害福祉サービス等は次のとおりである。

#### (1) 対象サービス

##### ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

##### イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

##### ウ 指定計画相談支援

##### エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

##### オ 指定障害児相談支援

#### (2) 対象事業者

報告の対象となる事業者は、鳥取市（以下「市」という。）、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の区域内において前号に掲げる対象サービスを提供する事業者（市の区域外に所在する指定障害者支援施設を除く。）とする。

## 5 報告の時期、内容及び公表の時期

障害者総合支援法第76条の3第1項、障害者総合支援法施行規則第65条の9の6及び同規則第65条の9の8並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2及び同規則第36条の30の4の規定により、障害福祉サービス等情報の報告の時期、内容及び公表の時期は次の事業者ごとに、それぞれに掲げるとおりとする。

- (1) 2に定める基準日（以下単に「基準日」という。）より前に4に掲げる指定障害福祉サービス等（以下単に「指定障害福祉サービス等」という。）を提供している事業者（災害その他報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。）

### ア 報告の時期

令和5年5月1日から令和5年7月31日まで

### イ 内容

別添1「基本情報」（障害者総合支援法施行規則別表第1号及び児童福祉法施行規則別表2に掲げる項目の具体的内容。以下同じ。）及び別添2「運営情報」（障害者総合支援法施行規則別表第2号及び児童福祉法施行規則別表3に掲げる項目の具体的内容。）

### ウ 公表の時期

報告後2か月以内

- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

### ア 報告の時期

当該指定障害福祉サービス等に係る事業者指定を受けた日から2か月以内

### イ 内容

別添1「基本情報」

### ウ 公表の時期

報告後1か月以内

## 6 報告及び公表の方法

障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児童福祉法施行規則第36条の30の3の規定により、報告の方法は次のとおりとする。また、公表の方法も同様とする。

独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）により行う。ただし、公表システムにより報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書により報告するものとする。

## 7 基本情報の更新の取扱い

基本情報のうち法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについて変更のあった場合は、その都度、報告を行うこととする。

## 8 調査の実施

市は障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法33条の18第3項の規定により利用者保護等の観点から、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するため、次のような場合に調査を行う。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- (2) 公表内容について利用者から苦情等があったとき
- (3) 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- (4) その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

## 9 苦情等の対応

### (1) 苦情等対応窓口

公表されている情報に関する利用者等からの苦情等の窓口は、福祉部地域福祉課指導監査室（0857-30-8205）とする。

### (2) 苦情等に対する措置

市は、利用者等からの苦情等について、事業者から適切な説明が得られなかった場合は、障害者総合支援法第76条の3第4項又は児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づき報告内容の是正命令等の措置について検討する。